

午前10時2分 開議

議長（奥和田好吉君） おはようございます。ただいまから平成13年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、23番 重里 勉議員からは欠席の届け出が、あわせて6番 東 重弘議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において20番 西浦 修君、21番 藪野 勤君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、19番 和気 豊君の質問を許可いたします。和気君。

19番（和気 豊君） おはようございます。日本共産党泉南市会議員の和気 豊でございます。大綱4点にわたり質問をいたします。

大綱第1は、市町村合併についてであります。

総務省は、去る3月19日、「市町村の合併の推進についての要綱」を踏まえた今後の取り組み、いわゆる新指針を各都道府県知事に通知し、都道府県における市町村合併支援の具体的な取り組み方針を示すとともに、市町村に対しても合併への積極的な取り組みを求めました。

政府は、市町村合併の推進を国家的課題として位置づけて、昨年12月に閣議決定された行政改革大綱で合併後の自治体数を1,000にするという目標数値を明記し、合併特例法の期限である2005年3月までに一層強力で推進すると期限まで明示をいたしました。憲法の定める地方自治の原則からすれば、市町村合併の問題は、市町村や地域住民の自主的かつ民主的な判断にゆだねられるべき自治的な課題ではないでしょうか。まず市長に基本認識についてお伺いをいたします。

そのことと関連して、市長が旗振り役になって立ち上げられた泉州南広域行政研究会と2市1町

の合併とのかかわり合いについてお示しを願います。

その2は、泉南市の市政上の諸課題が合併によって達成されるのかどうかという問題です。

各市の合併の例では、福祉や教育、医療、保健など市民生活にかかわる施策が後景に押しやられ、大きくなった財政規模で一極集中型の街づくりや大型公共事業が優先され、合併でむしろ暮らしが悪くなったという声が出しています。福祉や医療、教育など市民サービスと市民生活に直結する課題はどのように進めていかれるのか、お伺いをいたします。

その3は、街づくりの今後のあり方についてであります。

泉南市は今、公共事業は20億円程度に平準化し、2004年以降に先送りをしています。その中から大型公共事業を拾い出してみますと、和泉砂川駅前の整備、基幹農道、泉南聖苑などがあります。そして、もう待たなし、向井市政のもとどんどん先送りされ、もう少しのおくれも許されない老朽校舎の大規模改修、給食センターの改修、保育所の大規模改修、宮本・前畑市営住宅の改修、市道長慶寺市場線など狭隘な生活道路の整備など、暮らしに直結する仕事が増えています。積み残されています。合併によってなおざりにすることが許されないこれらの課題が後景に追いやられることがないのかどうか、お伺いをいたします。そして、今市が作成中の第4次総合計画と合併後の街づくり計画との整合性についてもお示しをお願い申し上げます。

大綱第2は、同和行政、同和教育の終結についてであります。

市教育委員会は、これまでの同和教育基本方針を昨年12月から人権教育基本方針と変えられました。同和对策審議会の答申で同和教育の課題とされてきた教育上の格差の解消と教育・文化の水準の向上、国民の基本的な人権尊重の精神を高めること、この2つの課題は基本的に解消されたと思われていますが、市教委の見解をお伺いをいたします。

そして、今後引き続いて人権教育と名を変え同和教育は続けていくのかどうか、具体的な問題で聞いてまいります。

その1は、同和加配など人的配置の問題についてであります。

同和加配教職員の配置は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第5条に規定するいわゆる教育困難校加配の1つとして配置されていると理解していますが、現在泉南市で同和校・園・所と指定されているところでの教育困難の現状と同和加配の必要性、そして過般から学校現場で問題になっています生徒数170人の同和校への事務職員2名複数配置について、その根拠についてもお示しを願います。

その2は、同和保育所の一般開放についてであります。

私は、機会あるごとに地域の生活環境の改善から特別な保育行政が必要ないこと、大阪府下唯一まだ一般開放を行っていない現状を指摘し、130名もの余裕がある同和保育所の一般開放は、待機児対策としても緊急の課題だと指摘し、その対応を求めてまいりました。市は一般開放を困難にしている幼保一元化の見直しを含め検討したいと答えてきましたが、どのように検討してこられたのか、お示しを願います。

大綱第3は、介護保険制度の拡充についてであります。

介護保険制度が実施され1年、問題点がいよいよはっきりしてまいりました。

第1は、低所得者ほど要介護率が高いにもかかわらず、負担がネックとなりサービスが受けられないという問題であります。全国調査では、費用負担が介護保険実施前には月5,600円平均が実施後には1万4,600円と2.6倍にもはね上がっています。

第2に、政府の低所得者対策が不十分で極めて矛盾が多いものであるということでもあります。例えば、所得階層別第2、第3段階の高齢者が第1段階の高齢者より所得が低いという逆転現象が広く存在しています。老齢福祉年金受給者の年金月額3万4,000円よりも低い年金しかもらっていない人、政府の資料でも253万人もいることが明らかになりました。こうした深刻な実態を厚生労働大臣は認めながら、国による減免制度を拒否し続けています。このような中で朝日新聞のア

ンケート調査では、利用料の負担を軽減する自治体は582、全自治体数の21%にも上っていません。利用料、保険料の軽減策の検討結果をお示し願います。

その2は、介護療養型病床が少ないため、負担の高い老人病院などで耐えている高齢者がこの泉南市も多くいると聞いていますが、その実態と今後の対策についてお示しを願います。

大綱第4は、済生会泉南病院の今後の地域医療へのかかわりについてであります。

開設科目、移転後の通院の足の便の確保について、市としてどのようにかかわってこられたのか、済生会からの公式の回答などがあればお示しを願います。

大綱第5の児童・生徒の安全対策については、質問が重複しておりますので、省略をいたしたいと思えます。

議長（奥和田好吉君） ただいまの和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 1点目の市町村合併に関する御質問にお答えを申し上げます。

まず、この問題に対する基本認識はどうかということでございますけれども、今世紀、21世紀がスタートしたわけでございますけれども、喫緊の課題といたしましては、特に地方自治体のあり方ということが非常に問われてきているというふうに思います。

その中で1つは、地方分権の推進という問題と市町村合併というものが問題提起されております。相互にやはり関連があるというふうに考えておまして、地方分権を推進していくということにつきましては、一定の規模、スケール、それから財政力もそうでございますが、あるいはマンパワー、こういうものが必要であるというふうに考えております。

それから、もう1つは、これからの地方財政、行財政がどうなっていくのかという視点からとらえる必要があるというふうに思っております。今回政府の方でもいわゆる骨太改革ということでメニューが出てまいりましたけれども、その中でも特に地方に対する、この市町村合併の推進というのもありますけれども、地方交付税のあり方、見直

し、それから税財源の見直しということが挙げられております。それらを総合いたしまして、この市町村合併といいますが、この問題についてもやはり議論は避けて通れないというふうに私どもは考えております。

その中で、先般設置をいたしました泉州南広域行政研究会の性格でございますけれども、これは規約にもお示しをいたしておりますように、当面この泉南、阪南、岬の2市1町で構成をいたしまして、調査研究をするということにいたしております。その内容については、2市1町の地域の現況調査、それから広域的な課題、それと広域的連携のあり方、そしてその他広域連携に必要な事項ということで、項目をうたい上げております。

具体的に当面何をするかということにつきましては、今年度は2市1町のさまざまな現況の調査、把握をします。これはいろんな指標もございますし、行政水準の問題もございますから、それをまず2市1町対比できる形で整理をするというふうにいたしております。

一方では、大阪府が実施をいたします1つの行政体となった場合のケーススタディーとして、この泉州南のケースを想定して一応シミュレーションをしていただくということを考えておまして、大阪府の方と現在詰めている段階でございます。

この研究会そのものは、合併を前提とするものではございません。そういう文言はこの中には入っておらないわけでございます。ただ、2市1町が1月に基本合意いたしました中で、将来的には合併も視野に入れながら広域的な連携を積極的に推進するというふうにいたしておるわけでございます。

それと、今各市町で行っている事業の中で進行中あるいはこれから着手しなければいけない事業なり課題なりは、こういう合併問題が推進していった場合にどうなるのかということでございますけれども、現時点はまだその合併という問題については白紙の状態でございますし、合併という問題が惹起するのは、やはり正式なそういう合併に対する手順、手続、すなわち合併協議会が設置されるかどうかというのがスタートラインだというふうに思っております。

したがって、それまでは当然、広域にかかわる部分は別といたしまして、それぞれの行政内である事業、課題については、当然その自治体で責任を持って遂行していくという形になります。

それと、もしその間に合併が進行するということになりまして、合併協議会等が設置されるということになりますれば、当然その中で、まず合併協議会の中で市町村の建設計画というものをつくることになっておりますので、その中に各市町の事業なり、施策というものを盛り込んで1つの合併した場合の市町村の建設計画をつくるということになっております。

この市町村の建設計画ができた時点で、もちろんそれを広報しなければいけないし、理解を求めるといのもあるんでしょうけども、それが市民の皆さん、住民の皆さん、あるいは議会もございまして、合併をするか否かの可否判断になっていくということでございますので、それはまだまだ先の話だというふうに考えております。

それから、現在策定いたしております第4次総合計画との関係でございますけれども、これも先ほど申し上げましたように、まだ合併というのは俎上に上っていないわけでございますから、当然それぞれの市町の総合計画に沿って行政運営を行うということでございます。たまたま今、改正時期ということでございますけれども、これはこれで市の総合計画としてオーソライズをしていくべきだというふうに考えております。

先ほども申し上げましたように、その後何年後にあるかないかは別にして、もしそういう合併協議会等が設置された場合には、共同でつくります市町村の建設計画の中に、このそれぞれのまちの総合計画を生かす形で市町村建設計画をつくっていくということになるわけでございますから、極めて大切な役割を担うということでございますので、この総合計画というのは、3次がもう終わるということでございますから、当然4次の総合計画を策定しておく必要があるというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、この問題というのは非常に時間のかかる問題だというふうに思いますし、きちっと我々自身も、あるいは議会、住民も

含めて十分理解した上で、一定の方向性を示すべきであるというふうに考えております。

したがって、現在つくっております研究会ということにつきましては、広域行政の推進と、それからもう一つはケーススタディーとしているんな、もし一つの行政体となった場合にどういうメリット、デメリットがあるのかという調査を行うと、この二本立てで進めていくということになっているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。  
人権推進部長（大浦敏紀君） 和気議員の同和行政、同和教育の終結についての同和行政の市の基本認識について御答弁をさせていただきたいと思っております。

本市におきましては、同和問題の早期解決を市の重要課題の一つと位置づけ、必要施策の積極的な推進に現在努めてまいりました。その結果、同和地区の生活環境等の改善は大きく進み、物的事業は既に事業完遂を見ております。しかしながら、差別意識の解消、内外交流の促進、みずからの選択に基づく自立の促進、教育の格差、不安定就労等、なお解決すべき諸課題が残っております。

こうした状況を踏まえ、国におきましては教育、啓発、人権侵害の救済などに係る施策の推進を目的とした人権擁護施策推進法が平成9年3月に施行され、人権擁護推進審議会において検討がなされ、平成11年7月には教育及び啓発に関する施策についての答申が出されるとともに、本年の5月には人権侵害による被害者の救済に関する施策についての答申も出されております。

また、昨年12月には、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進に当たって、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした人権教育及び人権啓発の推進に関する法律も施行されております。

平成8年地对協意見具申並びに同年の府の答申におきましても、同和問題は解決に向かって進んでいるものの、依然として日本社会の重要な課題であり、その早期解決は国際的な責務であり、また同和問題は過去の問題ではなく、この問題の解決に向けた取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという広がりを持った現

実の課題である、との見解が示されております。

今後の同和行政は、同和問題を人権問題の本質からとらえ、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという視点を踏まえ、事業の見直し等も含め、一般施策を効果的に活用し、同和問題の早期解決を図り、基本的人権が保障された差別のない社会の実現に向け取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。  
教育長（亀田章道君） 同和教育、人権教育の終結についての御答弁をさせていただきます。

申し上げるまでもなく同和教育、人権教育の目指すものは、学校におけるあらゆる教育活動を通して幼児、児童・生徒がその発達段階に応じて人権及び人権問題に関する正しい理解、認識を深め、主体的な思考力、判断力を養い、みずからの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人間関係や人権感覚を持って行動する民主的な人間を育成するところでございます。

さて、今後の人権教育のあり方でございますが、平成8年地对協意見具申を受けて、平成8年12月に人権擁護施策推進法が5年の時限立法として制定されまして、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等について2年余りの調査、審議を経て、平成11年7月に人権擁護施策推進審議会から国に答申が出されております。

また、この答申を受けまして、平成12年12月、国において人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行されております。同法第1条の目的を見ますと、「この法律は、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状、その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。」とうたわれております。

大阪府教育委員会におきましては、平成11年3月、教育分野において人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方及び具体的施策の推進方向を明らかにするため、人権教育基本方針及び人権教育推進プランが策定され、府下市町村においても同様の取り組みが進められております。

こうした状況を踏まえまして、本市教育委員会におきましても、平成12年12月、泉南市人権教育基本方針を策定いたしましたものでございます。今後とも同和問題、障害者、男女平等、在日外国人、子供たちに係る人権問題を初め、さまざまな人権問題の解決を目指した教育を人権教育として積極的な推進に努める所存でありますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、同和加配についてでございますが、御承知のとおり、同和地区を有する小・中学校に対する教職員の加配措置、いわゆる同和加配は、基本的には国・府の施策でありますので、その趣旨、目的を踏まえ、御答弁申し上げたいと思っております。

まず、措置根拠ではありますが、同和対策審議会答申におきまして教育問題に関する具体的方策として……（和気 豊君「その辺はいいです。泉南の実態を聞いている」と呼ぶ）同和地区児童・生徒の学力の向上を図ることは、将来の進学、就業、ひいては生活や文化の向上に深い関係があり、教育の機会均等の保障のため、同和地区を持つ学校に対しては、教員配分について関係府県の教育委員会は特別な配慮をすることとわかれており、この答申を受けて当初の同和対策事業特別措置法並びに今日の地対財特法に基づき、府において同和……

議長（奥和田好吉君） 答弁者、余分なことは答弁しないでください。

〔和気 豊君「加配の根拠を聞いているやろ」と呼ぶ〕

教育長（亀田章道君） わかりました。今、根拠を申し上げておりますけれども、今後のあり方でございますが……（和気 豊君「今後のあり方を聞いてない。加配の根拠を聞いている」と呼ぶ）。しかし、高等学校、大学の進学率など、なお格差が存在している分野が見られるということで、同

様大阪府の同和審が答申として出されております。

御指摘のとおり、現行地対財特法は本年度末をもってその期限を迎えており、基本的には一般対策への移行という認識を持っておりますが、本年度中には府同和対策審議会より今後の同和加配措置についての答申が出されると聞き及んでおります。そうした動向を踏まえまして対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。  
教育指導部長（吉野木男君） 和気議員の御質問に答弁させていただきます。

同和加配との関連で、7次改善等に係る事務職員の配置についての御質問がありましたので、同和加配とは直接関連しませんけれども、御答弁申し上げたいと思います。

このたび、鳴滝第二小学校において配置をしております事務職員の加配は、国の7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の一環であります。また、その加配事務職員の配置のねらいは、教員がきめ細かな学習指導を行えるよう、これまで教員が負担していた事務の軽減を図り、より適切な事務分担を行うことにより事務処理の効率化、集中化を図ること、さらには地域のセンター的な役割を担ったり、学校間連携を伴う地域情報化の拠点校としての教育情報化への対応のあり方についてのいわゆる研究モデル校の指定を受けたわけでございます。

なお、この決定の経過でございますが、泉南市ではこの7次改善に係る事務加配に対する配置要望が小学校で2校、中学校から1校出されております。

したがいまして、本市教育委員会では3校から出された加配要望の実施計画に基づき管理職のヒアリングを行い、各校の実情及び加配事務職員の活用計画について一定の把握をさせていただきました。その後、府教育委員会のヒアリングに対しまして、3校の学校の方から上げていただきました実施計画書、あるいはヒアリングを通して把握した内容をもって、府の方に要望をしまし

府教育委員会におきましては、3校の実施計画とこのヒアリングを参考として、7次改善における事務職員加配、これは3年の研究期間ということでございますが、配置の趣旨に沿って府教育委員会の方で判断、配置校を決定されたものでありますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） それでは、私の方から同和行政、同和教育の終結についての2点目の質問のうち、同和保育の一般開放について御答弁申し上げます。

保育所の入所システムについては、児童福祉法の改正により、従来の行政処分としての措置から選択利用方式に変更され、保護者の選択権が明確にされたことによりまして、同和保育所においても入所希望があれば、地区外からの児童受け入れを行うことが必要となりました。

現在、同和保育所の入所につきましては、地域や年齢を限定し実施しておりますが、今後は地域事情、経緯等を考慮しつつも地区外からの児童の受け入れを促進していく方向で、その円滑な実施に向け、庁内組織として鳴滝地区就学前教育専門委員会を編成して、その中で保幼一元化の成果と課題を確認し、この地区外からの児童の受け入れの問題、保育料減免の問題、皆保育の問題等、早急に一定の方向性を出したいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、介護保険制度の拡充についての1点目の保険料・利用料の軽減について御答弁申し上げます。

保険料、利用料については、制度の根幹にかかわるものとして、その運用に当たっては公的な社会保険制度としての公平性が強く求められるところであり、その軽減対策についてもより慎重に対応すべきものと考えております。

一方、第1号保険料は、制度上3年間の中期財政運営計画のもとに事業運営を行うことから、初年度の黒字額を介護給付費準備基金として積み立て、3年後の保険給付費の不足分に活用する仕組みとなっているわけですが、平成12年度の介護給付費準備基金の積立額は約1億3,000万円と

なり、給付費の伸びが低く推移した場合には約1億円が剰余金となります。

この剰余金の使途については、利用料や保険料などの減免措置費への補てんや、平成15年度以降の保険料への充当、いわゆる横出しサービスでの活用や保健福祉事業での利用等が考えられます。現在、その使途について市内部で検討を進めるとともに、この5月15日に開催いたしました介護保険事業計画等推進委員会において剰余金の使途の検討内容や経過について、御報告をさせていただいたところでございます。

その内容は、保険料については、本市では第1段階の老齢福祉年金受給者で生活困窮者については減免規定を設けているものの、第2段階の層にあっても生活困窮者が存在し、その負担軽減が検討課題であること、また減免を実施することによって被保険者間の保険料格差が増大すること等を課題として挙げさせていただきました。

一方、利用料については、サービスを利用する者としいない者との公平性に配慮をしながら、特別対策による旧サービス受給者との格差是正や、サービス利用率の向上等を踏まえた検討を進めていること等でございますが、他の検討事項も含めて、あくまで市が検討を行う過程での途中経過として報告させていただきました。

いずれにいたしましても、来年度修正を行う介護保険事業計画の内容にも影響を及ぼすものでございますので、今年度の保険財政の進捗状況も踏まえて慎重に検討を進め、市としての方針を決定し次第、介護保険事業計画等推進委員会にお諮りした上で議会にお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、2点目の介護療養型病床などサービス量の充実についての御質問について、御答弁をさせていただきます。

本年2月までのサービス利用量実績と介護保険事業計画における平成12年度の目標数値と比較いたしますと、訪問介護、訪問看護が40%前後の達成率にとどまっておりますが、訪問リハビリや通所サービスは、ほぼ100%の達成率となっております。

また、施設サービスでは、特別養護老人ホーム

が計画数109人、実績110人、老人保健施設が計画67人、実績63人とほぼ計画どおりの利用者となっております。反面、介護療養型医療施設では計画数114人に対しまして実績が36人で、30%程度の達成状況となっております。

達成率の低いサービスについては、今後個々にその原因を検証したいと考えておりますが、介護療養型医療施設については、医療保険適用施設から介護保険適用施設への転換がはかどっていないことが大きな要因であると考えております。このため従前から機会のあるたびに市内の療養型病床群等に介護療養型への転換意向を確認しておりますが、現時点では転換について明確な意思表示がありません。

しかしながら、国においては医療法における診療報酬の見直し等も予測され、それにより介護保険施設への転換が促進される可能性もありますので、今後も市内の療養型病床群等の動向を注視してまいります。

なお、訪問介護、訪問看護等の達成率の低いサービスについては、個々にその原因を検証し、来年度予定しております介護保険事業計画の見直しの中で反映してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、移転後の済生会泉南病院とのかかわりについての地域医療拡充に向けての済生会泉南病院の今後の役割について御答弁申し上げます。

済生会泉南病院につきましては、泉南市内で唯一の公的医療機関であり、今後の果たすべき役割は、地域医療機関との連携のもと、初期診断においては高度確定診断を行い、専門医による高度医療機器等により診断、治療を行い、地域の基幹病院として、また併設される老人保健施設や特別養護老人ホーム、隣接するシルバーハウジングに対し、バックアップ病院として医療サービスを提供するほか、府立砂川厚生福祉センターの協力病院としての役割も果たしていくと伺っております。

また、病院は市地域の公的医療機関として地元医師会や地域医療機関と連携、協力し、高度医療機器の共同利用など、医療資源を最大限に効率的かつ効果的に活用できる医療システムを導入したいという考え方がございます。現在、親病院であ

る済生会中津病院や和歌山医科大学とのネットワーク化による連携、協力も求め、より地域に根差した医療ネットワークの構築を図る構想に市としても基金の活用も含め、一定の協力、支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、病院管理者は西岡新吾氏——大阪府済生会の顧問でございます——が予定されておりました、この方は和歌山医科大学名誉教授で、元和歌山県立医科大学附属病院長をされておりました、消化器・循環器系の専門医で、専門医療チームの医療プロジェクトの中心となって泉南地域の医療実態等についても熟知されております。

また、病院の中身につきましては、医療内容及び医療体制並びに医師配属について協議検討されていると伺っております。

なお、泉南市域においては、和歌山医科大学の医局からの医師派遣が多く、泉佐野泉南医師会等の医療機関にも多数医師派遣がされており、より地域に根差した医療ネットワーク化が図られるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 事前にも質問の中身はレクチャーしておりますし、それから今登壇で質問した中身については同じことを言うてるわけですが、それに対して全くお答えがない。私は予定している設置科目と——大田さんね、あなたに対する質問はですね。それから、足の便の確保はどうなっているのか、このことについて聞いたんです。それについてはもう全く答えがない。何か今度の病院の概要だけを言われた。ちょっと議長ね、質問者の質問に的確に答えてもらうようにね、私はもうこれから事前のレクチャーは拒否しますよ、こういうことやったら。

それで、まず聞いていきたいんですが、もう時間もありませんので非常に残念ですが、市長ね、合併問題なんです、市長が会長をされております泉南地域広域行政推進協議会ですね。ここでのいろいろアンケートもおとりになっておられる。このアンケートの結果の方なんですが、例えば64ページに、意識調査なんです、合併について今

後どうあるべきかということについて、泉南の自治体が合併することがよいと、こういうふうにお答えになっているのが35.5%、合併せずに各市町が協力して地域づくりをと、28.9、それからごみ焼却処理などを各市町村が共同してやると、これが17.5ということで、大体50%近いんですね。合併を推進するというのが35.5%ということなんですよ。

それで、なぜ合併がそれほど泉南市で35.5%もあるかということになりますと、ほかの設問の中では、高齢者向け医療あるいは福祉と施設、これが泉南では53%と非常に高いわけです。こういうことが自治体が合併することによって、特にそのことによって何とかなるのではないかと。

あるいは、特に医療の問題では、これは泉南市の第4次総合計画作成のための市民意識調査の中にもあるんですが、いわゆる医療充実に対しての不満度が59%、それを受けて今後の整備充実をということで、施設関係では医療施設がもう断トツに高く70.9%と、こういうふうになっているわけですね。

だから、なかなか広域的にはないとやれないような医療関係の施設の充実と、こういうことがあるもんですから、泉南では自治体の合併が非常に他市よりも高く、しかしそれとても合併よりも今合併をせずに広域的にやると、これの方が両方合わせれば高いわけですね。広域的課題に一緒になって協力していくと、こういうことの方が高いわけですよ。

だから、本当に合併をする根拠というのは、合併しなければ本当にできないかということ、医療施設なんかは、施策なんかは、合併してもこれは医療法の制約があって、これはできないわけでしょう。市民はわかってきたら、それこそ合併を当てにできへんなど、医療施設の整備の問題は。そういうことになってくると、ますます落ちてくるのではないかなというふうに思うんですよ。

こういう身近な問題ですね。圧倒的に合併のためのアンケート調査、広域行政推進のためのアンケート調査でも、合併せずともできるようなそういう市民要望が、いわゆる地域の要望が圧倒的に高い、こういう結果が出ているんですよ。

こういうものが他市で先行している合併ではなかなかおざりにされて、やっぱり広域的ないわゆる街づくりといいますか、そういうことに金がかかっていく、そういうことに計画が立てられて、そういう大型公共事業といいますか、そういうものが合併に伴う中心課題になってしまっている、そういうことで逆にそっちに金が必要。そういうことで、むしろ行財政改革で福祉や教育や医療の切り捨てがやられると、こういうことがどこの市でも出てるんですよ。

だから、本当にこの合併を前提にした調査の結果で出ている暮らしにかかわる問題、医療・福祉にかかわる問題、こういうものが合併でどうなるのか、合併せずとも市の課題としてできるのではないかと、こういうふう思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 随分進んだ話をされてるわけですが、我々はまだそこまで行ってませんで、とにかく広域でいろんな物事を考えましようということと、それからそこにはいろんなアンケートもあります。それから、大阪府でその合併パターンをつくったときのアンケートの結果もございまして、いろんなところでアンケートされております。

ただ、そのアンケートの数字というのは、今要するに漠としたといいますか、どこどこか、そういう具体論がない中でのアンケートでございまして、潜在的に合併した方がいいんじゃないかと、あるいは広域でやった方がいいんじゃないかと、そういう時点でのアンケートだというふうに思っております。そこで三十数パーセントなり、まちによってはもっと高いところもあるんですけども、あるということはかなり関心が高いのではないかと、私はそういうふうに受けとめてるわけなんです。

それと、先ほど言われた広域でいろんなことをやりましようというのを加えますと、それは加えるのはどうかというのはありますが、過半数を越すということでございまして、要するに物事を1つのまちで考えるというのじゃなくて、もう少し広いエリアで考えましようというアンケートの

結果だというふうに思うんですね。それをベースにして、1つは泉南地域の広域行政推進協議会でつくった第3次の圏計画もございませう。

ですから、それは5市3町で、どちらかといいますと緩やかなといいますか、広域行政を進めていきたいと思いますということでございまして、今回シンポジウムを開きますけれども、ぜひ聞きいただきたいというふうに思います。

それと、具体的に合併という問題はまだまだ少し先でないとなかなか出てこないというふうに思います。それにはやはりいろんな資料あるいは材料が必要だというふうに思っておりますから、まずそのあたりを研究する必要があるというふうに考えておるわけでございまして、御指摘あったような、もしそういう方向ということであれば、アンケートというものは何回かその段階段階でやっていかなければならないというふうに思っておりますけれども、今のところは、どことどこかそういう組み合わせは全くない中での1つの意識としてのアンケートでございまして、そういうふうに私は受けとめているわけでございませう。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 市長ね、私、冒頭登壇で3月19日に合併の推進に関する新指針が発表されたこと。ここではいろいろなことが言われてるんですが、1つは緊急の課題だということと都道府県に推進本部を置くと、これが1点ですね。

そして、重点支援地域を設定するということが2つ目で、そしてこの支援地域をついたら速やかに合併協議会を立ち上げると。1年以内に立ち上げない場合はこれに勧告をすると、こういうふうに非常に国はせっついてきているわけですね、合併については。まさに上からの押しつけ的な合併推進をやること、こういうことで躍起になっているというふうに思うんですね。

ところが、アンケートの結果はもうそういう合併ではなくて、広域的にやらなければならない課題はしっかりと見詰めながらも、合併ではなくて広域的に協同するやつは協同すると、しかし基礎組織である、基礎自治体である従来の市町村はそのままにと、こういう意向が私は市長が言われる臨空交流圏をつくっていかうこと、5市3町で臨空

交流圏をつくっていかうこと、こういうことを前提にしたアンケートでも、各市町村独自でやれるような福祉、医療、教育にかかわる要望が非常に強い。これはやっぱり一定今の段階で市長、重くとらえて事の出発に当たらないかん。合併なんていう話は、このアンケートの結果からは、意識調査の結果からは出てこないんじゃないかと、私はそう思うんですね。

ところが、市長は5月31日の市町村合併シンポジウムのパネラーとしてどういう発言をされているかということ、私はメモしたんで間違いがあれば言ってほしいんですが、臨空交流圏泉南をつくっていくことが泉南地域の大きな課題だと、私は会長もしておるからそういうふうに思うんだと。地方分権が言われ、市町村にも権限が委譲される今こそ、費用、人材、行政規模など自己決定、自己責任が果たせる行政体をつくり上げていくことを第1に、第2に合併特例法の期限である2005年3月までにパートナーづくりをして、研究調査をしていきたいんだということ、合併ととれるような立場での発言を——私はそういうふうに聞いたんです。これを聞いてね。間違っとなら言うてくださいよ。言うたことはそういうことですね。

そういうことであなただけ言われたけれども、何か阪南と岬と一緒に立ち上げたこの研究会では、特に阪南の市長さんが合併ということでは困ると、広域研究会と、こういうことでやっていかうこと、どうもここに落ちついたらしいんですが、市長ね、ちょっと市長が考えておられる——せんだっての質問の中でもありましたけれども、腹の中と、なかなかそれがうまくいかずに表に出てきているいろいろな目に見えた市民の皆さんの要求とか他市の首長の感覚とか、こうずっとなべて見た場合、なかなかうまくいっていない。しかし、市長の腹の中はそういう臨空交流圏をつくっていかうこと。

この臨空交流圏というのは、ここにもありますように上位法が第五次全国総合開発計画あるいは広域国際交流圏整備計画、関西国際空港を活用した地域振興ビジョンということで、簡単に言えば紀淡海峡連絡道路ですか、いわゆる紀州から淡路

に道路をつくるという、そういうことを中心にした非常に広域的な街づくりとそれに見合うような都市基盤整備と、そういうことを市長はどうもやっていかれたいようなお考えだと、こういうふうに考えるんですがね。いわゆる新しい太平洋軸をつくっていくようなそういう計画の中に泉南市がある。だから、2市1町よりもより大きな臨空交流圏が必要だと、こういうようなことになってくるのではないかなと、こういうふうに思うんですが、その辺は上位法との兼ね合いはちゃんと出てきてますのでね、土地利用計画なんかで。市民が望んでいるのは、もっと身近な福祉や教育のあり方、そして泉南市の課題である老朽校舎の建設とか、あるいは給食センターの改築とか、そういうことこそ望んでいるのではないかと、こういうふうに思うんですがね。市長、どうでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 重ねて申し上げますが、アンケートは今の時点でそういう具体性のない中でやったアンケートでございますから、（和気 豊君「広域や、広域や」と呼ぶ）いやいや、それはわかっていますが、そのパートナーがどこどこが一緒になるんだよとか、ならないんだよとか、そういうアンケートじゃないわけですね。意識としてどういう意識を持っておられるかと、合併した方がいいとか、あるいは広域でやった方がいいとか、そういうアンケートでございますから、今の時点ではむしろ高いかなと、私は3割あるというのは。そういうふうには思います。

それから、今の圏計画でございますけれども、これはもちろん大きな視野で位置づけておりますから、当然もっと広い近畿、あるいは四国も入れた形でのこの泉州泉南の位置づけということでとらえておるわけでございますから、その中でどういう役割を果たすかというのがこの5市3町の圏域の課題だということで取りまとめをしているものでございます。

それから、研究会のことでございますけれども、これは合併前提でないというのは前から3人は合意しているわけございまして、ただし将来合併も視野に入れて広域行政を積極的に推進していきましょうということについては、確認できている

わけでございますから、1つのケースとして、例えば2市1町で1つの行政体になった場合にどういう効果、あるいは財政的なものも含めてメリット、デメリットあるのかというのを特例法の期限内に研究をすべきだということを申し上げています。それは私もシンポジウムでも一貫してそういうふうに申し上げているわけでございますから、それがまずできて、じゃどうするんだという話のことでございますから、余り先、先お考えになっても、まだそこまで現実には行っておりませんので、もう少しゆっくりいろんな角度から検討していただけたらというふうな.....。

それから、当然市内の持っているいろんな課題というのがあります。これは当然、泉南市は泉南市の固有の課題を持っているわけでございますから、それは積極的に推進していかなければいけない。ただ、将来、我々政治家は、20年、30年、50年先にどうなるのかということもやっぱり見通しを立てなければいけないわけでございますから、それに一定の考え方なり、見通しなり、先見力というんですけれども、そういうことが問われるということになりますから、結構そういう面も重ねて議論をしていただかなければいけないというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） いやいや、私は慌ててませんよ。慎重にやってもらうにこしたことはないですよ。むしろやめてほしいんですよ、私はね。むしろ合併特例法の範囲内、2005年の3月までにやらんと乗りおくれますよというふうにはえらいついた話をあの場でされたのは、市長なんですよね。

そして、3月19日に国は上から、どんどんやりなさいと、重点支援地域を各都道府県で6カ所ぐらい設定しなさいと。地域に設定したら1年間に合併協議会、これができんとできませんよね。合併協議会を立ち上げなさい、ここまでルールをきっちりと敷いてきてるんですよ。

ところが、視野に入れるとか前提ではないとか、わからんような使い分けをして、前提ではないと言いながら視野に入ると。同じことじゃないですか。むしろ市民はこのことに、広域交流圏を前

提にしてるやつでもこういう結果が出てるんです。そういうことを尊重して、まさにそれを尊重することが地方自治であり、住民自治であり、そのことが保障されて初めて住民サービスがきちりと保障されていくんだ、これが地方自治の仕事じゃないですか。地方自治体の仕事、地方自治法第2条に載っている、健康、福祉の増進を図りながら市民の安全を確保する、まさにこのことが地方自治の精神じゃないですか。

そういうことを私はやってほしいなというふうに思うんですが、市長ね、本当にこれ重点支援地域に大阪府が求めてきた場合には、あなた自身はきちりと、今その時期ではない、慎重を要するからこれは困るんやと、1年以内に合併協議会なんてつくる腹はない、はっきりとお答えになりますか。そのことだけお聞きいたします。

議長（奥和田好吉君） 市長。

市長（向井通彦君） 国なり府がいかにか言うてしようと、合併協議会というのは手続が決められているわけですね。議会の議決が要るわけでしょう。違うんですか。そうでしょう。（和気 豊君「住民投票でもいける」と呼ぶ）それと、最近住民発議で——我々提案もできますが、住民発議での提案もできますね。それは議会が可否判断をしていただければいいわけでございます。

それと、最近では6分の1以上の署名があれば住民投票に付することができるということになっておりますから、そういう手続があるわけですから、何ぼ国がそういう推進本部——大阪府も今度つくられるようですけども、つくってどうですかと言ってきたところで、それはやはりいろんな我々なり議会なり市民のそういう意識の醸成がないと、なかなか合併協議会なんていうのはそう簡単につくれないわけでありまして、そのことは手順、手続はきちり決められているわけですから、何も勝手に我々ができる話ではございませんので、当然議会の御判断ということが前提になるわけでございますから、これは幾ら言っても、それは手順、手続がありますよという話でございますから、そういう押しつけということについては、それに従うということではございませんで、やっぱりきちりと我々のスタンスを決めてやってい

かないといけないと思っております。

議長（奥和田好吉君） 以上で和気議員の質問を終結いたします。

次に、10番 上山 忠君の質問を許可いたします。上山君。

10番（上山 忠君） おはようございます。市政研究会の上山 忠です。一般質問も最後となりました。通告に従い質問を行います前に、去る6月8日、大阪府池田市の大阪教育大学附属池田小学校で児童、教諭が殺傷されるという凶悪な事件が起きました。惨劇に遭われた御遺族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害者の方の一日も早い回復をお祈りいたします。

それでは、質問に入っております。

池田小学校の事件について教育委員会にお尋ねします。

今まで開かれた教育を目指して地域とともに学校教育発展に努めてこられました、今回の事件にどのように対応されているのか、お示ください。今まで11人の議員さんの中でこの件について8人の方が質問されてまいりました。いろんな教育委員会の対応策をお聞きいたしますと、ハード的な対応がほとんどだと思います。心のケアを含めたソフト的な対応策についても重ねてお示ください。

次に、目前に迫ってきている夏休みの学校プールの開放について具体的に報告ください。

学校プールの開放について、管理・運営については委託されるとのこと、当然のこと委託契約を結んでおられると思うが、その中で災害、つまり水難予防については万全を期しておられると思うが、このたびの池田小学校の惨劇を踏まえて、開放期間中の危機管理、つまり安全確保について委託先と話し合いを持たれていると思うが、どのようにされようとしておられるのか、あわせてお示ください。

次に、行財政改革についてお尋ねします。

新行財政改革大綱実施計画書案、機構改革素案、泉南市定員管理計画案がこのたび示されました。案及び素案の文字が取れるのはいつか、また5月泉南市広報にて、市政と行政が手を携えながらあすの泉南市のあり方を考えていくため、新たに学

識経験者や市民代表などで構成する仮称行財政改革推進委員会を設置し、行財政改革などについての御意見、御提案をいただき改革を進めていきます。そこで、委員の募集を行いますとあるが、手順として第1回の行財政改革の結果総括をもとにして、庁内で第2次では何をすべきか議論すると同時に、広く市民の意見を聞くための委員会をこの時点で立ち上げるべきではなかったのでしょうか。考え方をお示してください。

それでは、具体的にお聞きします。実施計画案では、平成13年度から15年度の3カ年で職員数の5%削減で支出を抑制するほか、手数料アップなどで増収を図り約16億の改善を目指すとあるが、財政の健全化を見る指標の経常収支比率での達成目標値が示されていないのはなぜですか、お示してください。

次に、推進体制についてお尋ねいたします。

本実施計画の進行管理は行財政改革推進本部において行うとあるが、機構改革素案では、新たに行財政改革推進室（直轄）を設けるとあるが、推進本部と推進室の関係はどのように理解したらよいのか、お示してください。

次に、財政の根幹である市税についてお尋ねします。

実施計画案では、市税収入の確保として、臨戸徴収の強化や滞納者に対する差し押さえなど取り組みを強化し、市税収入の向上に鋭意取り組むとあるが、徴収率はどのように推移しているのか。

お聞きするところによると、12年度の単年度の徴収率は95%を超えたが、滞納繰り越しが減少しないとのことですが、議会のたびにお聞きしていますが、収税課の担当者の努力で単年度については好転しています。努力に敬意を表しますが、滞納対策について滞納者への市民サービスの制限を提案してきましたが、各種申請等への納税証明書の添付と今回新たに示されていますが、具体的にどの程度までやろうとしておられるのか、またなぜ実施年度が14年度からなのか、そのわけをお示してください。

次に、定員管理計画案によると、職員の定年退職者数が示されておりますが、説明を聞くと平成13年度定年退職者8名、自己都合退職者が13

名で計21名とあり、その退職者の退職金はいかほどになるのか、総額についてお示してください。

また、平成25年度までに237名の定年退職者が出るとされているが、その退職金の原資はどこに求められようとしておられるのか、あわせてお示してください。

次に、外郭団体関係で泉南市土地開発公社についてお尋ねします。

開発公社の健全化として挙げておられますが、この策で健全になるのですか。甚だ疑問に思うのは私一人だけでしょうか。平成12年度末の開発公社の公有用地で見えますと、公有面積12万1,751.66平米（約3万6,900坪）、取得原価で105億3,743万5,133円、支払い利息が21億3,662万5,560円で、合計126億7,406万693円となっています。

個別で見えますと、樽井駅前広場代替用地取得年度は昭和48年で、28年前の取得で取得原価が8,049万5,250円で取得し、この間3億2,800万5,479円の利息を払いました。塩漬の典型的な例ではないですか。これらの土地について、どのようにされようとしておられるのか。また、砂川駅前広場計画での債務負担行為として約6億円の用地購入をされますが、計画どおり3年以内に市に買い戻させられるのか、その辺も含めてお示してください。

次に、国民健康保険税の滞納についてお尋ねします。

市税とあわせて国民健康保険税の滞納についてですが、介護保険料も一緒に徴収されるようになり、滞納がふえているとお聞きしていますが、実情はどのようにあるのですか。

市税の滞納は、先ほど述べたように市民に対するサービスの低下につながります。税の公平・平等の観点から見逃されません。国保税の滞納による不足金（赤字）は市税で賄われている一般予算から補てんされると理解していますが、平成13年度予算でも5億935万4,000円が計上されています。源泉徴収されている納税者、つまり組合健保、共済健保、政管健保の納税者との整合性についてどのように感じておられますか。

また、国保税の収納率が基準以下になると国庫

支出金が減額されますが、現実はどのようになっているのか、あわせてお示してください。

最後になります。街づくりについてお尋ねいたします。

まず、南海樽井駅とりんくうタウンの交通アクセスですが、どのようになっていますか。たしか本年度予算でも調査費が200万計上されていますが、りんくうタウンには既に3社営業をされていますが、通勤の足はどのようにされているのか把握されていますか。たしか日本振興さんは、りんくうタウンの駅から送迎バスを走らせていますが、また済生会泉南病院の関係者の足の確保、また新たに進出が決まったチヨダイニングさんでは、200名を上回る社員の方が通勤されると予想されていますが、りんくうタウンの企業誘致では大阪府と歩調を合わせてやられています。市としても足の確保について独自施策を実行に移すべきではないでしょうか。

また、市内美化運動についてお尋ねいたします。市内の至るところで広告看板等がフェンスに張りつけてありますが、美観を損なうことこの上ないと思いますが、行政として美化条例等を考えておられるのか、おられるとしたらいつのころを目標としておられるのか、お示してください。

以上で壇上での質問を終わります。時間の許す限り自席からの再質問を行いますので、理事者側におかれましては、明快なる答弁を期待いたします。

議長（奥和田好吉君） ただいまの上山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 行財政改革の総括的な部分だけ私の方で答えを申し上げます。

本年2月に新行財政改革大綱を策定いたしました。今後の行財政運営の方向性を示させていただきました。そして、このたび新大綱に基づきまして実施計画案を策定したところでございます。

この実施計画案は、平成13年度を初年度といたしまして、平成15年度までの3カ年を基本といたしております。新行財政改革大綱で定めた視点により、個別の実施項目を抽出し、その具体的改革への取り組み内容や実施時期等を示したものでございまして、平成15年度末において財政再

建準用団体への転落の回避を最優先の課題とし、3カ年の期間中に行財政構造の転換を図ることにより、その後の財政の健全化への道筋を確固たるものにすることを最大の目標といたしております。

今回、御指摘ありました経常収支比率の見通しについて示していないということでございますが、前回の第1次では示させていただきました。しかし、その後特に税関係の特別減税が恒久減税になったとかいう変更がありまして、この経常収支比率を押し上げることが発生したわけでございます。今回につきましても、現在、国の方で行っております経済財政諮問会議によります基本方針が先般発表されましたけども、この中でも幾つか地方自治に関連のあることの改正が盛り込まれております。

1つは、地方交付税を来年度から全体で1兆円減らすというような案が浮上しております。それと、地方交付税を客観的単純な基準で配分すると、いわゆる交付税の算定基準の見直しも示唆されております。

それと、平成12年度から地方交付税につきましても従来のように全額いただけるということではなくて、一部臨時財政対策債ということで置きかえられております。平成12年度については、本市では一応3億円程度その臨時財政対策債ということに置きかえられるということで予算を計上させていただいております。

この対策債も、もっと率が上がるということも言われておりまして、そういう非常に流動化しているときでございますので、なかなか今の指数の計算そのものが当てはまるかどうかということについては極めて流動的でございますので、今回は目標値についてあえて掲げておりません。

ただ、先般決算いたしました平成12年度の決算におきましては、まだ最終確定でございせんけども、経常収支比率が9.8%台に何とか抑えることができたということでございます。ピークが平成10年の104.4でございました。そして、平成11年度は100.8ということでございましたので、平成12度は2ポイント強の改善になったということでございますので、これを安定的にさらに推移するように最大限に努めていくという

のが今回の行財政改革の中身でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 議員の御質問にあります池田の小学校の件でございます。一昨日来からの各議員さんの御質問でたびたびお答えさせていただいておりますので、先ほどの御質問の中にもありましたように、ハード面等についての対応については割愛をさせていただきます。

特に、心のケアの問題ということでの御質問でございましたが、今回の痛ましい事件がPTSD——心的外傷後ストレス障害というようなことにならないまでも、子供たちに社会に対する、あるいは大人に対する不信、不安、それから地域社会での安全な暮らしに対する不安感を与えているものと推察いたしております。

まずは、子供たち、保護者に安心感を与えることが先決でありますし、そのための取り組みを学校に求めています。各学校・園では子供たちの年齢あるいは学年、発達段階に応じての指導を全体指導だとかあるいは学級の指導で実施をいたしてもらっておるところでございます。

また、個別の心のケアにつきまして、これにつきましては教育委員会の方でお願いをしておりますスーパーバイザー、スクールカウンセラーの活用を考えておりますし、それ以外にも府民健康プラザ、今泉佐野の方では、昔の保健所に当たるところでございますが、こちらの方とか子供教育センター、あるいは市内の医療関係各位の方にも連携をとりまして対応をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 済みません。先ほどの交付税のところ、臨時財政対策債に3億円ということでございますが、これは今年度ということで合っておったんですけども、この臨時財政対策債が11年度からというふうにお答えしたかと思いますが、今年度から、12年度からでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 学校プールの一般

開放についての御質問にお答え申し上げます。

教育委員会といたしましては、昨年6月議会における請願採択の趣旨を真摯に受けとめまして、平成13年度は、プールの一般開放のあり方について総合的に検討した結果、夏休み期間中、子供たちを初め、市民の皆さんの健康増進に寄与するとともに、体力の向上、安全な活動の場の提供を行う目的で、できるだけ長く開放してまいりたいと考えております。

今年度につきましては、基本的には毎週日曜日を定休日といたしまして、ろ過機点検等を行うため、8月1日、8月22日の水曜日を休みにしたいというふうに考えております。そして、盆休みを5日間とりまして、7月20日から8月31日までの32日間一般開放する予定で進めているところであります。

次に、運営方法でありますけれども、従来市直営方式から民間委託方式に変更いたしまして、プール管理に専門的な知識を持った者を管理人として派遣することにより、安全なプール管理を行うことができると考えております。

プールの一般開放期間中の危機管理についてありますが、議員御指摘のとおり、学校と同じく危険性がございます。水難等事故対策については従来より、より安全性を持った体制で運営・管理を行うことになっておりますが、今回のような池田小学校の惨劇は、契約当初は想定いたしておりませんでした。

したがって、この点を十分考える必要がありまして、委託先ともこの点について十分話し合いをし、危機管理徹底のもとプール開放に臨みたいと考えております。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） それでは、私の方から上山議員御質問の行財政改革についての実施計画について御答弁申し上げます。

まず最初に、この実施計画等の案がいつ取れるのかといった御質問でございました。この分につきましては、今回、新行財政改革等の実施計画につきましては、案という形で示させていただいておりますけれども、今後議員各位の御意見等をお聞きした後に、必要があれば早急に加筆あるいは

修正を行いまして、そして今後この案ということを取っていききたいと、このような考えです。なお、今後具体的には7月中にでも推進本部を開きまして、その中で計画書という形で作成してまいりたいと、このように考えております。

それと、続きまして仮称ではございますが、行財政改革推進委員会の設置の件につきまして御質問がございました。この分につきましては、行財政改革の推進状況を定期的に報告するとともに、意見や助言を今後の取り組みに反映させるため、公募による市民や各種団体を中心に委員会の設置を予定しておりまして、早急に立ち上げたいと、このように考えております。

なお、委員会の立ち上げ時期につきましては、実施計画策定までの時間的な制約もありまして、計画策定後となりましたが、進行管理を行っていく過程の中で御意見等を賜ってまいりたいと、このように考えております。

それと、あと土地開発公社の問題でございますが、この問題につきましては、議員が1つ例を挙げられましたが、御指摘の樽井駅前広場の代替用地につきましては、長期保有地の代表的な例でありまして、簿価総額の20%が取得原価、そして残りの80%が金利と、こういった状況になっております。

このように28年間公社が保有しますとこういう形になるわけでございますけれども、今後このような長期の未利用地の処理の方法につきましては、昨年に自治省あるいは建設省が公拓法の施行通達を改正しまして、10年を超える長期保有地の用途及び処分を再検討すると、こういった方針も出されまして、今後我々といたしましてもこの方針を受けまして、公社保有地の処分あるいは活用等のあり方について再検討を行い、その基本方針をつくりながら対応してまいりたいと、このように考えておりますので、御了解のほどお願いしたいと思います。

それと、もう1つ砂川駅前広場の計画の早急に3カ年内に買い戻しができるのかという御質問があったと思います。この問題につきましては、この用地につきましては3カ年の債務負担行為で設定されておるといこともございます。公社の立

場としましては、この3カ年の間にこれを一般の方で買い取ってもらうということで考えております。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 上山議員さんの御質問に3点ばかりお答えをしたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、機構改革の素案の文字がいつ取れるのかという御質問でございますけれども、この素案につきましては、今議会の以前、議案発送より前の総務文教常任委員協議会の中でこの説明をするということの段階で、素案という段階で説明をさせていただきまして、御意見等をいただいたわけでございますけれども、今回の議案発送日6月15日をもって成案として議案書の中にお示しをさせていただいておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それと、もう2点でございますが、行財政改革推進室の関係でございますけれども、従来行財政改革についての担当事務局といたしましては、総務部の財政課の中に行革の事務局を置いていたということでございまして、その行財政改革の意思決定機関であります推進本部の事務局も含めてそこに置いておったわけでございますけれども、今回の機構改革の改正の中では、新たに財政課から分かれて行財政改革推進室を設けるという考え方でございます。推進本部の事務局もそこで担当いたしますけれども、新たに別に行財政改革推進室を設けて、さらに行革の進行管理なり、その他推進本部の所掌事務等を担当するというふうに考えております。

それと、もう1点でございますが、職員の今年度の退職者ですね。先ほど上山議員の方から21名という数字を言われたわけでございますけれども、新たに1名追加が出てまいりまして、22名ということで訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それと、総額についてを示せということでございますが、現時点で積算をいたしておる分につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。当初予算で1億1,270万計上させていただいて

おりますが、新たに4億5,700万ほど追加が必要だというふうに考えておまして、総額として今年度は約5億7,000万程度必要というふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私の方から上山議員さんの税金についての御質問をいただきましたので、御答弁申し上げます。

税金の確保につきましては、常日ごろ議員各位の皆さん方に変御心配をいただいているところでございます。市税につきましては、平成12年度決算ベースで現年課税について申し上げますと、4年ぶりに95%台を回復するなど徐々ではありますけれども、好転の兆しが見えている次第でございます。

また、徴収率につきましては、残念ながら0.05%前年のベースより下がっておりまして、非常に残念でいたく痛感いたしております。

御指摘の newRow 財政改革大綱計画中の平成13年から15年度の市税収入の確保につきましては、平成12年度決算ベースを踏まえまして、現年課税分について0.5%程度のアップは、さらなる努力を傾注することによりまして、可能であると判断いたしておるところでございます。また、滞納繰越分につきましても同様の努力をいたしたいと考えております。

次に、滞納者に対しまして市民サービスの制限につきましては、群馬県太田市で数年前に福祉、教育を除く分野でその考えのある旨、報道がなされていますが、本市が実施するに当たっては、全庁的に検討し、取り組むべき課題として認識いたしておるところでございます。

また、納税証明書の添付につきましては、私どもの現在把握している限りでは、指名競争入札への指名願や企業誘致促進条例の奨励金申請時、また一般廃棄物処理業者への許可申請などがございます。今後も関係各課の御協力を得ながら、納税証明の添付を通じ、市民の市税の滞納の未然防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、国保税の滞納対策についてお答え申し上げます。

議員も御存じのように、現状の国保事業の運営は、多くの滞納者を抱え、滞納者対策として国保税確保のために収納対策の強化に取り組んでいるところでありますが、昨今の長引く不況下において国保加入者の収入額は低下し、国保税の負担が厳しく、分割納付による納付が年々ふえておるのが現状でございます。ここ数年の収納率の低下は、この分割納付による一部未納による影響も1つの要因となっております。あわせて、平成12年度より介護保険導入に伴います2号被保険者に対する介護部分に係る保険税を医療給付費に係る保険税と一体的に徴収することとなりました。

このような状況下において、さらに介護保険税が加わることにより、国保の収納率はさらに低下することを懸念し、平成12年度の保険証更新時より短期保険証の発行により、滞納者に対する接触機会をふやすための納付指導、納付相談等の機会の強化を図ったところであります。

また、滞納世帯の分析、滞納徴収強化月間等による定期的な休日・夜間等の戸別訪問、電話勧奨等による納付勧奨の実施などの年間における収納率向上対策計画を策定するなど、あらゆる方策を取り入れた収納対策の強化により、平成12年度の収納率は、微増であります。現年度分89.73%で、前年度89.53%で、前年度対比0.20%の増率となっております。滞納繰越分につきましても平成12年度7.95%、前年度7.67%で、前年度対比0.28%の増率となっております。

次に、国保税の徴収についてお答えします。

国保税の徴収は、普通徴収となっております。国保税の滞納者対策は、国民健康保険の相互扶助という助け合いの制度から見れば、負担の義務を果たす人と果たさない人があれば、被保険者の負担の公平を図る観点から不公平が生じますので、滞納者に国保制度のあり方を認識していただくこと、国保会計の自助努力による保険税収入の確保は、一般会計からの繰入額の減少にもつながるものでありますので、保険事業の健全化を図るためには欠かすことのできない取り組みと考えております。

歳入面の財源確保は、国保財政の健全化にとっては、歳出における医療費削減とともに最も重要でありますので、今後とも収納対策の強化に努めてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

続きまして、収納率に対する国庫支出金のペナルティーについて御答弁申し上げます。

国庫支出金のうち財政調整交付金につきましては、現行の制度において市町村の保険税の収納率によって国庫支出金が減額となるペナルティーが課されています。現行ペナルティーは、収納率により5%から20%の7段階の減額率となっています。

減額率の区分につきましては、収納率が92%以上がペナルティーはございません。90%から92%未満が5%のペナルティーでございます。また、87%から90%未満が7%のペナルティーとなっております。84%から87%未満が9%で、81%から84%未満が11%、また78%から81%未満が13%のペナルティー、75%から78%未満が15%のペナルティーでございます。75%未満が20%の減額率とペナルティーとなっております。

本市の場合の減額率は、平成12年度におきまして一般被保険者に対する収納率が88.27%でありますので、収納率が87%から90%の範囲になりますので、7%の減額率となっております。金額的に申しますと、3,700万程度が減額されております。

議員御指摘のとおり、収納率の向上は、現状の厳しい国保事業の財政運営におきましては、保険税収入による歳入の増額と国庫支出金の増額の両面についての歳入面のプラス要因となりますので、国保事業の健全運営には必要不可欠でありますので、国保事業の健全運営のためには、国庫支出金の減額分を少しでも減らせるように収納対策の強化に努めなければならないと考えているところであります。

そのために、本年度7月より悪質滞納者に対する資格証明書の発行を実施するとともに、昨年11月より実施した短期保険証の有効活用による納付指導、納付相談の強化と収納率向上対策のさらなる強化により、当面の目標としてはペナルティ

ー5%となる90%の収納率を目標とし、次の目標としては大変厳しい状況ではありますが、ペナルティーがなくなる92%の収納率に少しでも近づけるための対策と、さらにはこれ以上の収納率の向上につながるよう、今後とも収納対策の強化に努めてまいりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 樽井駅とりんくうタウンへのアクセスについて、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

樽井駅前の整備につきましては、本市の海側の都市核と位置づけまして、駅前にふさわしい整備を目指してこれまで取り組んでまいったところでございます。しかしながら、バブル崩壊という事業環境の悪化もあり、事業推進に際しては非常に困難をきわめている状況となっております。

このような状況の中で、街づくり協議会並びに地元関係者などの御理解、御協力を得ながら、暫定利用ではありますが、駅前交通広場の整備を実施することができたわけでございます。このことによりまして、交通の利便性の向上がぐんと図られたものと考えております。今後につきましては、駅前にふさわしい拠点整備を目指して社会経済状況の動向を見据えて取り組んでまいりたいと考えております。

議員御指摘のりんくうタウンから樽井駅の交通アクセスにつきましては、りんくうタウンの土地利用の状況を踏まえ、アクセスの必要性は十分認識しているところでございます。そのため、昨年度から早期実施に向け計画に着手しました。整備に際しては交通バリアフリー法を踏まえて、高齢者、身体障害者等の利用の円滑化を促進するために、エレベーターの設置、市街地の利用のための自由通路を計画しております。早期実施に向け、現在南海電鉄と協議を行っておりますのでございます。今後は整備手法を決定して課題・条件整理を行った上、速やかに実施設計に取りかかりたいと考えております。

なお、事業実施に当たりまして、関係各位の御

理解と御協力が不可欠でございます。万難を排して早期に実施すべく努力いたしますので、御支援助賜りますようお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 美化運動につきまして御答弁申し上げます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、市内の方では不法広告物が道路、電柱、フェンス、さく、この辺に大小の看板が掲出されております。これらにつきましては、当然美観を損ないまして、交通安全上でも大変問題となっております。つきましては、これらの広告物を一掃するよう、そういう必要性を実感しております。

何分にも撤去してもすぐに掲出されるというような状況ではございますけれども、良好な環境美化を目的としまして、そのような条例につきまして本年度内に制定できるように事務を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） 答弁漏れが1個あるんですけども、退職金についての原資はどこに求めていくのかという答弁が漏れておりますので、よろしくお願ひします。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） これからの、特に退職者の数につきましては、先ほど公室長の方から述べられたわけでございます。あとこの方々が退職された場合には当然退職金、これが必要になってくるわけでございます。13年度の分につきましては、あと4億6,000万ほどですか、必要になってくるということもありまして、この分につきましては、これから補正対応をしなければならぬと我々は感じているところでございます。

この分につきましては、当然人件費ということになりますので、この分については特定財源というんですか補助金、そういった制度はございません。この分につきましては、当然税あるいは交付税等の一般財源で措置しなければならぬと、このように考えております。

ですから、今後この退職手当の動向につきましては、我々は非常に厳しいといいますが、そうい

った状況にあるわけでございますけれども、これは人件費でございますので、その年度その年度に確実にそれが確保できるように、当然当初予算から編成するときにもそれは念頭に入れる、そしてまた年度途中で退職者が出てくるといった場合については、当然それは全庁的に考え、そしてまた補正予算のときには人件費、この退職手当を最優先に考えまして、それをまず補正を組んでいく、そしてその後ほかの補正の事業なんかを例えばヒアリングして計上していくと、こういった形で我々対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） それでは、もう時間も余りありませんので、順次要点だけ絞って質問をさせていただきたいと思うんですけども、教育委員会については、この2日半の中でいろんな取り組みについて意気込みといいますか、こういうふうになりたいという気持ちを出されておりますので、その辺についてはやはり夏休みという長期スパンの休みがありますので、2学期に向けてどうあるべきかということを十分審議していただきたいと思っております、これについては答弁は要りません。

プール開放についてですけども、先ほど壇上で答弁されたように、予期せぬ出来事であったわけなんですわね。それで、プールを開放しますということで教育委員会の英断として受けとめるわけですけども、本当にこの危機管理、安全確保が十分な体制のもとでとれるのかということについては、やはり委託先と十分なる打ち合わせをした中でやっていただきたいと思うんですわ。開放とはということで「広辞苑」を引いてみたんですけどね。つまり「制限を解いて、出入りの自由を許すこと。」ということになっておるんですわね。

今までずっと開放を主体とした教育をやってきた中に、いきなりある程度の塀を設けるといふような形になるんで、その辺のところをやっぱりこの学校プール、もう目前に来ておりますので、まず最優先としてこの辺のところを頑張っていただきたいと思っております。これ、要望にかえときま

す。

それから、行財政改革の中で経常収支比率の目標値がないんじゃないかということで、市長の方から答弁あったわけなんですけども、やはり財政の状態を見る指標としては一番わかりやすいんですわね。それで、第1回の行財政改革の中でも目標値として、現状102%を3年間で92%にするというふうな目標値が挙げられておりました。

それに対していろんな努力をされた結果、それなりの効果は上がったと私自身はある程度は評価しとるんですけど、今後この指標がなくなったときにどういうふうな判断をしていいんかと。結果的にこれだけのお金が節約できましたよというふうな形になるんか、その辺の指標のあり方についてはどういうふうに考えておられるんですか、いま一度ちょっとお願いします。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） まず、この経常収支比率の議論でございますけれども、この指標につきましては、当然その団体の財政力というんですか、その弾力性をあらわすための指標ということで従来使われてきたと。この経常収支比率の財政の弾力化というのは今後も考え方としてはあると、残っていくと、このように考えます。

ただ、今回この実施計画に経常収支比率を載せなかったという理由につきましては、今現在、先ほど市長も申しましたように、国の方である程度財政の指標についてどのようにするかということが検討されております。そして、特にまたこの経常収支比率といいますのは、経常一般財源、これを分母にしまして考えるわけでございますけれども、そのときに一番大きなものは税、そしてあとは交付税という、こういった数字が従来使われておったと。

ただ、この一般財源につきましては、従来交付税とか、あるいは税とか、そういう自由に使える金だけで一般財源という議論をされてきたわけでございますけれども、この交付税の原資が不足するというのもありまして、最近借入金によってこの交付税の総枠を確保しているという状況がございます。そのときに臨時財政対策債とか、あるいは減収補てん債とかいった形の起債を原資に

不足額を埋めていたということになりまして、この起債につきましては、これは従来特定財源ということで一般財源扱いしなかったというような議論がありました。

ただ、交付税が今後不足になるということで、臨時財政対策債が発行される。これについては国の方もある程度一般財源化、一般財源として考えてもいいのではないかと、そういった考え方も出てきております。ですから、従来の地方債を特定財源として考えるのじゃなしに、国でいうたら赤字国債というんですか、それとも同じような形で一般財源と同じ扱いにしようという議論が今なされてるということもありまして、この経常収支比率を考える中で、もう少し時間を持って国からある程度指標というんですか、こういう考え方でいきなさいという段階になりましたら、またこの経常収支比率の議論というのはしていく必要があると。

ただ、この比率については、当然財政の弾力化ということもありますので、我々としましては、この辺の議論についてはこれからも続けていかなきゃならない指標であると、このように考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） 今の説明である程度は理解できたんですけども、ある程度共通の土俵というものがやっぱり必要だと思えますんで、その辺については今後、先ほど答弁されたような形で、いろんな人が、市民が理解できるような形のそういう指数というのが絶対——改革をすることによってこれだけがこうなりましたという今まで一番いい指標やったと思うんですわ。そういうことで、今後変わったことについて検討して、市民が見てわかりやすいような効果が出るようなことということでお願いしておきます。

それと、納税証明書の添付の件ですけども、先ほどの答弁を聞いておりますと、何かいっこもやる気がないと違うかなと。太田市とか神奈川の方でやっておられるんですけど、その辺については条例等は定めなくても、こういうことを本当に市民の税金をちゃんと納めてくださいよ、と。

納めてない人には応分のあれはしてもらいますよ  
ということで、やっぱりやるべきじゃないかと思  
うんですわ。

ああいう中に納税証明書の添付ということで  
ちゃんと挙げておられるんで、これについては、こ  
れは神奈川県をやつですけど、行政サービスの制  
限拡大についてというて、行政サービスの制限を  
11項目から23項目に拡大し、7月1日から税  
金を納めていないすべての方に行政サービスの制  
限を拡大、適用しますよというふうなことで、周  
知徹底をすれば、そんな条例等々は決めなくても  
僕はいけるんじゃないかと思うんですけども、そ  
の辺について再度お願いします。

議長（奥和田好吉君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 市税の納税について  
の行政サービスの制限でございますが、私ども  
の方といたしましても、これは全庁的に考えてい  
なくてはならない問題であろうと。特にいろんな  
事業がございます。貸付事業とか融資事業とか、  
また1つの利子補給制度とかいろんな制度のとき  
に、納税の証明書を添付ということで我々も考  
えているところでございまして、今度の新行政改革  
の中にもうたわれておりますように、今年度、1  
3年度各関係部課と調整をとりながら、支障のな  
い限り納税添付を義務づけていただけるよう考  
えていきたい、協議を持っていきたい、そういう  
ように考えておりますので、よろしく御理解のほ  
どをお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） あのね、考えるだけでは  
だれでも考えるわけなんで、実行に移すという  
ことが大切やと思いますんで、その辺についても  
やはり僕も壇上で言うた、こんなもんでできるはず  
なんやから、何で平成13年度が三角で平成14年  
度からになつとるんやということをいまだに疑問  
に思ってますけども、時間も余りないんでちょっ  
とほかの方にいきますけども、茨城租税債権管理  
機構というものが4月ぐらいから発足したと思  
うんですけども、この機構の役割、役目というも  
のについて御存じであれば答弁いただきたいと思  
うんですけども。

議長（奥和田好吉君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お尋ねの茨城の租税  
債権管理機構、これは地方自治法で言われます特  
別地方公共団体として一部組合で設立されたと私  
も聞いております。これは本年の4月1日から設  
立しておると。

この主な趣旨は、茨城県下84市町村がいわゆ  
る滞納者、高額滞納とか担税力がありながら税に  
対して前向きではない者に対しての、いわゆる徴  
収に問題のあるものについては、そこに県下各市  
町村が持ち込みまして、それをその組織した機関  
で解決をしていくというような形のものでござい  
ます。

我々といたしましても、そういうものについて  
は時宜に合ったもんかなと。今、御承知のとおり  
景気も低迷しておりますし、滞納者についても多  
種多様で複雑化してまいっております。また、一  
部では財産を巧妙に隠すとか、そういうような債  
権もあるやに伺っております。

そういったことで、県下挙げて茨城県の方でや  
ってるということについては、私自身も時宜に合  
ったもんかなと。我々は税務の会議の機関でも、  
この大阪府においてもいろんな立場でこれから意  
見、発言をしていきたいとも考えております。

また、我々も今単独でやれない物件については、  
この本会議でも御答弁申し上げているとおり、泉  
佐野税務署管内では3局共同議案といいまして、  
市と府と国税とでそういう滞納の物件を意見交換  
して、成功裏に終わった、成功裏の形のどうい  
うふうに対処していくかと意見交換もやってござ  
います。

また、一方では私どもと府税とではそういう  
ように両方で共同歩調をとりまして徴収もやっ  
ております。また、1つは、大阪府では税政課の  
方におきましては、専任スタッフをして各市町村に  
専門家を派遣するというようなそういうシステム  
をとってございます。

私どもの方もそれに沿って、一度、これは11  
年度の10月から3カ月間ですか、そういった専  
任スタッフも来ていただきました。そして、現在  
また大阪府から出向を1名していただいています  
し、そういうようなあらゆる努力をして、税に前  
向きでない滞納者に対処してまいりたいと、この

ように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） この管理機構の事務局長という人は、悪質な滞納はきちんと納税している人の負担をふやすことになる、自治体が滞納問題に正面から取り組まないと、受益と負担を強調しても住民の理解は得られないと述べておられるんですわ。僕もこれは正論やと思うんで、いろんな手法等はあると思うんですが、やっぱり納めてもらうやつは納めてもらわんと、市の運営がどうしてもできないよという形になりますんで、また課税課の方にはその都度注文ばかり出してらるんですけど、頑張っていたきたいなと思っております。

次に、時間は何分までですか。

議長（奥和田好吉君） あと2分。

10番（上山 忠君） ちょっと国保税のことで若干あれをするんですけど、収納率に対するペナルティーね。結局、今のところで3,700万円ほどもう財政調整交付金、国庫支出金が削られてるよという状態でいきますと、本来これが92%以上あれば、この3,700万のお金が入ってくるわけですわね。その分だけ、要は一般会計からの持ち出しが減ってくるという理解もできるわけなんですわね。

そういうことをやると、やはり先ほど言われたように当面目標として90を目指し、なるべく近いうちにペナルティーのつかない92を目指すと先ほど述べられたんですけども、その辺のところについて、再度ちょっと意思的なものでいいですから、どういう形でやっていくんかということをお願いします。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。時間がありませんので、端的に。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） お答えします。

先ほども御答弁さしていただきましたが、12年度の保険証の更新時から短期保険証の交付という形でやりまして、納税者との接触機会をふやすというような形の中で納付していただく指導をやってございます。その効果も、徐々ではあります

が、出てきております。そういう形で分割納付、今まで全く返事もなかったものが役所の方に来ていただいて、分割納付もしていただけるようになってきたというふうなこともございます。

そういう中でこれをなお強化いたしまして、先ほども申し上げましたように収納率のアップにつながるように努力していきたいと、そういうことの中で財政調整交付金の減額率を少しでも下げると。下げるといいますか、減額を少なくしていただくように我々としても収納率アップに職員一同頑張ったいと、このように考えておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。議長（奥和田好吉君） 以上で上山議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回本会議は明28日午前10時から継続開議いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会といたします。

午後0時6分 散会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員 西 浦 修

大阪府泉南市議会議員 藪 野 勤